

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第110号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月23日 07時30分ごろ	
発生場所	宮城県気仙沼市通島東側 陸前御崎岬灯台から真方位234° 2.0海里付近 (概位 北緯38° 50.3′ 東経141° 38.3′)	
事故等調査の経過	平成21年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二十八 ^{さくら} 桜丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	IT2-3987（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	球状船首部及び左舷船首外板に凹損、右舷外板にき裂、	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、気仙沼市大島沖を針路約250°、速力約10ノットで自動操舵により航行していた。 本船は、船長が単独で船橋当直を行っていたところ、平成21年10月23日07時30分ごろ、本船が大島南東端付近にある通島東岸に乗り揚げた。 本船は、自力離礁したのち、岩手県大船渡市大船渡港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 東から高さ約1m、潮汐 下げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、大島東方沖において、船長が単独で船橋当直中、適切な見張りを行わずに航行したため、通島東岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が大島東方沖を航行中、適切な見張りを行わなかったため、通島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	